

しましん事業者カードローンカード規定 新旧対照表
(2025 年 1 月 1 日改訂)

新	旧
1. カードの利用（記載内容を詳細に記載） しましん事業者カードローンカード（以下「カード」といいます。）は次の場合に利用することができます。 （1）当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入機提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して入金をする場合。 （2）当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合。 2. 自動機利用手数料等（記載内容を詳細に記載） （1）預金機を使用して入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。 （2）支払機を使用して払戻しをする場合には、別にお知らせした当金庫または支払提携先の定める支払機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 （3）自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・払戻しをした口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。 3. 支払機による払戻し（記載内容を詳細に記載） （1）支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 （2）支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先の支払機が払戻しできる金額単位とし、1 回あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫または支払提携先の支払機において取扱いができる金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫の定める金額の範囲内とします。	1. カードの利用 しましん事業者カードローンカード（以下「ローンカード」といいます）は、当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の全国の信用金庫（以下「提携金庫」といいます）のオンライン現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます）、および支払機または当金庫本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。 2. 提携金庫支払機の利用手数料 （1）提携金庫の支払機を利用して払戻す場合、または随時返済をする場合、その提携金庫が支払機利用手数料（以下「手数料」といいます）を定めているときは、提携金庫に対し所定の手数料を支払っていただきます。 （2）当金庫は前項の手数料を、提携金庫の請求にもどづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行ないその貸越金をもって提携金庫に支払います。 3. 支払機による払戻し （1）支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合払戻し請求書の提出は必要ありません。 （2）支払機による払戻しは 1 千円単位とし、1 回あたりの払戻し金額は、当金庫（提携金庫の支払機利用の場合はその提携金庫）が定めた範囲内とします。

新	旧
(3) 前項に関わらず当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。 (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。 (5) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第2条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。 4. 預金機による入金 (記載内容を詳細に記載) (1) 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) 預金機による入金は、預金機の機種により当金庫または預入提携先の預金機が受入れることができる種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または預入提携先の預金機において取扱いができる枚数による金額の範囲内とします。 5. 預金機・支払機故障時等の取扱い (記載内容を詳細に記載) (1) 停電、故障等により預金機・支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入金することができ、また、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより払戻しをすることができます。 (2) 前項による入金または払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。 6. カードの紛失、届出事項の変更等 (記載内容を詳細に記載) (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所	(3) 提携金庫の支払機を利用して払戻す場合、払戻金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、払戻すことができません。 4. 随時のご返済 (1) 支払機を利用して随時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作して下さい。 (2) 支払機による随時のご返済は1千円単位で、当金庫（提携金庫の支払機利用の場合はその提携金庫）が定めた範囲内とします。 (3) 支払機を利用しないで随時の返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。 5. 支払機故障時等の取扱い (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しまたは返済することができます。 (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。 6. カードの紛失、届出事項の変更等 (1) ローンカードを失ったときまたは氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってロー

新	旧
定の方法により当金庫に届出てください。 (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当金庫に届出てください。 7. カード・暗証番号の管理等 (記載内容を詳細に記載) (1) 当金庫は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 (2) カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。 (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。 8. カードの再発行 (1) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (2) カードを再発行する場合には、当金庫の定めるキャッシュカード再発行手数料をいただきます。 9. お借入れ、ご返済の明細 (記載内容を詳細に記載) カードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、この通帳に記載いたしますのでご確認ください。 10. 解約・カード利用停止等 (記載内容を詳細に記載) (1) 本口座を解約する場合には、そのカードを当金庫に返却してください。また、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。	ンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 7. 暗証照合等 (1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証を届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした場合にはローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金庫は責任を負いません。 (2) 窓口においてローンカードおよび暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。 ←旧規定 11 条の規定を新规定 8 条に詳細に記載しております。 8. お借入れ、ご返済の明細 ローンカードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、この通帳に記載いたしますのでご確認ください。 9. 解約等 (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。

新	旧
(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい、直ちにカードを当金庫に返却してください。 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合は、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①第 11 条の定める規定に違反した場合 ②カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合 1 1. 譲渡、質入れ等の禁止 カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。 1 2. 規定の適用 この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項によります。 1 3. 規定の変更 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前項 2 項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。	(2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。 1 0. 譲渡、質入れ等の禁止 ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。 1 1. カード発行手数料 (新規規定の 8 条に記載) ローンカードの発行・再発行に当っては当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。 1 2. 規定の準備 この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項によります。 ←新規条項追加